

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁丁暴発第72号  
平成30年3月8日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

### 住宅宿泊関連事業からの暴力団排除の推進について（通達）

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）により新設された住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業（以下「住宅宿泊関連事業」という。）に暴力団排除条項が整備され、本年6月15日から施行される所、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成29年政令第272号）により、住宅宿泊事業の届出並びに住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業に係る登録の申請については、同年3月15日から行うことができる旨規定された。

これに伴い、警察庁においては、暴力団排除を徹底するため、厚生労働省、国土交通省及び観光庁と協議の上、別添1「住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書」、別添2「住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する合意書」及び別添3「住宅宿泊仲介業からの暴力団排除に関する合意書」のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本件に関しては、別添4「住宅宿泊事業からの暴力団排除の推進について」（平成30年3月8日付け薬生衛発0308第2号、観産第810号）及び別添5「住宅宿泊管理業からの暴力団排除について」（平成30年3月8日付け国土動指第85号）が発出されているので、参考とされたい。

### 記

#### 1 暴力団排除に関する規定

##### (1) 照会対象となる者

ア 住宅宿泊事業者

イ 住宅宿泊管理業の登録を受けようとする者又は住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊管理業者等」という。）

ウ 住宅宿泊仲介業の登録を受けようとする者又は住宅宿泊仲介業者（以下「住宅宿泊仲介業者等」という。）

##### (2) 排除対象者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの

ウ 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## 2 都道府県警察の対応

### (1) 照会に対する回答

#### ア 住宅宿泊事業

住宅宿泊事業を営む旨の届出又は届け出た事項等の変更に係る届出を受理した場合その他必要がある場合は、住宅宿泊事業者が1(2)の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県（保健所を設置する市又は特別区であって、法第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体を含む。以下同じ。）の住宅宿泊事業の届出制度を主管する課の長（以下「届出制度主管課長」という。）からその所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、文書及び電磁的記録媒体により照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、届出制度主管課長に対し、文書により速やかに回答すること。

#### イ 住宅宿泊管理業

住宅宿泊管理業の登録又は更新の申請若しくは登録事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、住宅宿泊管理業者等が1(2)の排除対象者に該当するか否かについて、各地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局において住宅宿泊管理業の登録を担当する課の長（以下「不動産業担当課長」という。）から暴力団対策主管課長等に対し照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、不動産業担当課長に対し、文書により速やかに回答すること。

#### ウ 住宅宿泊仲介業

住宅宿泊仲介業の登録又は更新の申請若しくは登録事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、住宅宿泊仲介業者等が1(2)の排除対象者に該当するか否かについて、観光庁観光産業課長から警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に対し照会が行われる。照会に関して、警察庁が警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等に対して排除対象者該当性について調査依頼を行った場合は、確実な資料に基づき、的確に対応すること。

### (2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2（1）による照会以外で、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊仲介業者が1（2）の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、下記の通知先の区分に従い、文書により速やかに通知すること。

※ 通知先

① 住宅宿泊事業者

当該事実が確認された区域を管轄する届出制度主管課長

② 住宅宿泊管理業者

当該事業者の所在地を管轄する不動産業担当課長

③ 住宅宿泊仲介業者

観光庁観光産業課長

3 保護対策

住宅宿泊関連事業を担当する職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

## 別添1

### 住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 7 3 号  
薬 生 衛 発0308第1号  
観 観 産第 8 0 9 号  
平成 3 0 年 3 月 8 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
千 代 延 晃 平

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
竹 林 経 治

国土交通省観光庁観光産業課長  
鈴 木 貴 典

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）により整備された住宅宿泊事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と厚生労働省及び観光庁は、都道府県警察（以下「警察」という。）と都道府県（保健所を設置する市又は特別区であって、法第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体を含む。以下同じ。）の住宅宿泊事業の届出制度を主管する課（以下「届出制度主管課」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

#### 記

##### 1 合意書の趣旨

届出制度主管課は、住宅宿泊事業を営む旨の届出又は届け出た事項の変更に係る届出を受理した場合その他必要がある場合は、警察に対して、住宅宿泊事業者（以下「届出者」という。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、届出制度主管課からの照会に対して当該届出者の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

##### 2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第4条第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第4条第6号）
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第4条第

7号)

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する(※注)者(法第4条第8号)

(※注)「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

3 照会及び回答の要領

(1) 照会

届出制度主管課の長(以下「届出制度主管課長」という。)は、当該届出制度主管課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)に対し、届出者の暴力団排除条項該当性の有無について文書(別記様式第1号)に加え、当該届出者(当該届出者が法人等であるときはその役員等)の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式(別記様式第1号別添。拡張子.xls)により記録した電磁的記録媒体(CD-R等をいう。以下同じ。)を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該届出者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、届出制度主管課長に対し、速やかに文書(別記様式第2号)により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、届出制度主管課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、住宅宿泊事業者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事実を確認した区域を管轄する届出制度主管課長に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該届出者への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、届出制度主管課長は、当該届出者に対し必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長等と届出制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

## 5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と届出制度主管課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

## 6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と届出制度主管課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、住宅宿泊事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

## 7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による住宅宿泊事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、届出制度主管課職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び観光庁において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成30年3月15日から開始するものとする。

以上

**別記様式、別記様式別添は省略**

住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 7 4 号  
国土動指第 8 4 号  
平成 3 0 年 3 月 8 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
千代延 晃平

国土交通省土地・建設産業局不動産課長  
中田 裕人

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）により整備された住宅宿泊管理業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局において、住宅宿泊管理業の登録を担当する課（以下「不動産課担当課」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

不動産課担当課は、住宅宿泊管理業の登録又は更新の申請若しくは登録事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対して、住宅宿泊管理業の登録を受けようとする者又は住宅宿泊管理者（以下「登録申請者等」という。）、の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、不動産課担当課からの照会に対して当該登録申請者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第25条第1項第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第25条第1項第7号）
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第25条第1項第8号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第25条第1項第9号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

### 3 照会及び回答の要領

#### (1) 照会

不動産業担当課の長（以下「不動産業担当課長」という。）は、登録申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、登録申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該登録申請者等（当該登録申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

#### (2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該登録申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、不動産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、不動産業担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

#### (3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、3（1）による照会以外で、住宅宿泊管理業者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事業者が所在する区域を管轄する不動産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

#### (4) 当該登録申請者等への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、不動産業担当課長は、当該登録申請者等に対し、その理由を付した登録拒否通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

### 4 照会等に関する留意事項

#### (1) 暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

#### (2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

### 5 情報管理の徹底



暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

#### 6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、住宅宿泊管理業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

#### 7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による住宅宿泊管理業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、不動産業担当課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

#### 8 その他

(1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び国土交通省において、その都度協議の上、決定するものとする。

(2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成30年3月15日から開始するものとする。

以上

**別記様式、別記様式別添は省略**

### 別添3

## 住宅宿泊仲介業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 7 5 号  
観 観 産第 8 1 1 号  
平成 3 0 年 3 月 8 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
千代延 晃平

国土交通省観光庁観光産業課長  
鈴木 貴典

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）により整備された住宅宿泊仲介業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と観光庁は、業務運用について下記のとおり合意する。

### 記

#### 1 合意書の趣旨

観光庁観光産業課（以下「観光産業課」という。）は、住宅宿泊仲介業の登録又は更新の申請若しくは登録事項等の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「暴力団対策課」という。）に対して、住宅宿泊仲介業の登録を受けようとする者又は住宅宿泊仲介業者（以下「登録申請者等」という。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、暴力団対策課は、観光産業課からの照会に対して当該登録申請者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

#### 2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第49条第1項第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（法第49条第1項第7号）
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第49条第1項第8号）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第49条第1項第9号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す

る者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

### 3 照会及び回答の要領

#### (1) 照会

観光産業課の長（以下「観光産業課長」という。）は、暴力団対策課の長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、登録申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該登録申請者等（当該登録申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策課長に通知することにより行うものとする。

#### (2) 回答

暴力団対策課長は、当該登録申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、観光産業課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策課長は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、観光産業課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

#### (3) 警察が自ら通知する場合

警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）は、3（1）による照会以外で、住宅宿泊仲介業者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、観光産業課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

#### (4) 当該登録申請者等への通知

暴力団対策課長又は暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、観光産業課長は、当該登録申請者等に対し、その理由を付した登録拒否通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

### 4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策課長と観光産業課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

### 5 情報管理の徹底

暴力団対策課長、暴力団対策主管課長等及び観光産業課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

### 6 連携の強化

暴力団対策課長と観光産業課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携

の下、住宅宿泊仲介業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

#### 7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による住宅宿泊仲介業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、観光庁観光産業課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

#### 8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び観光庁において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成30年3月15日から開始するものとする。

以上

別記様式、別記様式別添は省略

都道府県  
保健所設置市 住宅宿泊事業主管部局長 殿  
特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

国土交通省観光庁観光産業課長

#### 住宅宿泊事業からの暴力団排除の推進について

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業からの暴力団排除を推進するため、法第 4 条第 5 号、第 6 号（同条第 5 号に該当する場合に限る。）、第 7 号（同条第 5 号に該当する場合に限る）又は第 8 号のいずれか（以下「暴力団排除条項」という。）に該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない旨を規定している。

ついては、住宅宿泊事業からの暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 30 年 3 月 8 日付警察庁丁暴発第 73 号、薬衛生発 0308 第 1 号、観 観 産 第 809 号。以下「合意書」という。）（別添 1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、保健所設置市、特別区においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本件に関しては、警察庁から各都道府県警察の長及び各方面本部長に対し、別添 2 「住宅宿泊関連事業からの暴力団排除の推進について」（平成 30 年 3 月 8 日付警察庁丁暴発第 72 号）が発出されているので参考とされたい。

#### 記

1. 暴力団排除条項に係る照会等
  - (1) 誓約書の提出

法第3条第3項並びに住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第4条第4項第1号カ及び同項第2号ニに基づき、住宅宿泊事業を営む旨の届出をしようとする者は、届出をしようとする者が暴力団排除条項に該当しない者であることを誓約する書面を届出書に添付して提出しなければならないこととされている。

## (2) 暴力団排除条項に係る照会

都道府県（保健所を設置する市又は特別区であって、法第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体を含む。以下同じ。）の住宅宿泊事業の届出制度を主管する課の長（以下「届出制度主管課長」という。）は、住宅宿泊事業を営む旨の届出又は届け出た事項の変更に係る届出を受理した場合その他必要がある場合は、当該届出制度主管課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、住宅宿泊事業者（以下「届出者」という。）の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該届出者（当該届出者が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等という。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより照会するものとする。

## 2. 暴力団排除条項に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長等から別記様式第2号により、届出者が暴力団排除条項に該当する事由があるとの回答が行われた場合には、届出制度主管課長は、当該届出者に対し必要な措置を執るものとする。

## 3. その他

本通知に基づく暴力団対策主管課長等への照会の結果、届出者が暴力団排除条項に該当すると判明した場合には、当該届出者の情報及び対処方針を遅滞なく厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び国土交通省観光庁観光産業課に情報提供することとする。

また、本通知の実行に際しては、暴力団対策主管課長等と緊密に連携を取り、円滑な執行を図るとともに、職員の安全確保に懸念が生じた場合は速やかに暴力団対策主管課長等に相談することとする。

北海道開発局事業振興部長  
地方整備局建政部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

住宅宿泊管理業からの暴力団排除について

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。)により整備された住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する規定が本年6月15日より施行されるところである。

については、暴力団排除を警察本部等と地方整備局等が連携して取り組む必要があることから、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と別添1のとおり合意書を締結したので、住宅宿泊管理業者登録からの暴力団排除に当たっては、合意書のとおり取り扱われたい。

なお、住宅宿泊管理業者登録からの暴力団排除の推進について、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長より各都道府県警察本部長等に別添2のとおり通知されているので、念のため申し添える。